

運営計画の一部修正について

○修正の内容

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

3 人事 (8) 退職手当

修正後	修正前
<p>退職手当の支給額の変動は、職員の生活設計への影響が大きいことから、足柄消防組合の職員の不利益にならないよう、<u>広域化に対する激変緩和措置</u>として、経過措置（広域化の前日における給料月額、職責及び同日までの勤続期間を基礎として、整理退職したと仮定した場合の支給率を用いて計算される退職手当を保障）を設けることとする。</p>	<p>退職手当の支給額の変動は、職員の生活設計への影響が大きいことから、足柄消防組合の職員の不利益にならないよう、<u>激減緩和措置</u>として、経過措置（広域化の前日に<u>整理退職したと仮定した場合の退職手当を保障</u>）を設けることとする。</p>

○修正の理由

激変緩和措置は、足柄消防組合の職員の不利益にならないよう経過措置を設けるものである。しかし、単に「整理退職した」との表記であると、広域化に対する激変緩和措置の趣旨から離れて、定年前早期退職の特例加算が適用されるとの誤解を招くおそれがあることから、趣旨をより明確にするものである。

また、今後予定されている国家公務員の退職手当支給水準の引下げに準じた改正にも対応できるようにするために、説明文の修正をするものである。